

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、理事・監事・評議員の報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員のうち常勤で法人業務を行う理事に対して理事報酬を支給する。報酬は月額報酬の他、期末報酬により構成する。

2. 役員のうち常勤で職員業務を行う理事に対して、月次については職員給与のみとし、期末に役員報酬を支給し、職員給与としての賞与は支給しない。

3. その他の評議員・理事・監事に対して、会議出席日の都度、交通費として報酬を支給する。

(支給額)

第3条 支給額は、理事会で協議のうえ評議員会の決議により決定する。

(支給日)

第4条 月額報酬は、毎月25日（金融機関休業日の場合は、前営業日）に支払う。期末報酬は毎年6月および12月に支払う。

(改正)

この規程の改正は、評議員会の議決を得てから改正する。

附 則

この規程は、平成 21年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29年 4月 1日から施行する。